

よくある質問

(令和 8 年度申請分)

INDEX

📖 申請に関すること	Q1 - 14
📖 奨学資金に関すること	Q15 - 23
📖 返還の猶予・免除に関すること	Q24 - 25

📖 申請に関すること

Q1 この奨学金制度の対象者はどのような人たちですか。

【医学生の場合】

医学部(医学課程)に在籍している方か、4月より入学が見込める方のいずれかが対象になります。

【看護学生の場合】

看護師の免許を得ることを目的とした養成所などに在籍している方か、4月より入学が見込める方のいずれかが対象になります。

【共通事項】

上記に加え、以下2つの要件を満たす必要があります。

- ・ 本人か生計維持者(保護者)*のいずれかが、申請時に白杵市に住所を有していること。
- ・ 将来、白杵市内の医療機関の業務に従事することを考えていること。

※「生計維持者」とは？

- 父母がいる場合は、原則として父母
- 父か母いずれかのみ(ひとり親)の場合は、原則その人
- 父母ともいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人

Q2 【医学生】対象となる学部について教えてください。

医学生奨学資金の対象となる学部は、「医学部(医学課程)」のみです。

歯学、薬学、獣医学は医学課程に含まれませんので、別途白杵市が行う「白杵市大学生等奨学資金制度」の対象となります。

Q3 【看護学生】対象となる学校と養成所(養成施設)について教えてください。

看護学生奨学資金の対象となる学校と養成所は、以下に掲げるものです。

(1) 文部科学大臣が指定する学校

- 大学(看護系学部・学科)
- 短期大学(看護学科など)
- 高等学校の看護科(5年一貫制)

(2) 厚生労働大臣が指定する養成所

- 看護専門学校(看護師養成所)
- 高等学校専攻科の一部(厚労省の指定を受けている場合)
- 看護師2年課程(通信制を含む)

Q4 学業人物ともに優秀と認められる者とはどの程度でしょうか。

推薦調書の内容と学業成績の両方で判断します。

学業成績は、高等学校最終学年時の評定平均値が3.0以上であることを基準とします。

大学在学中の方は、令和7年度後期時点の取得単位のうち、70点以上が5割以上であることを基準とします。

Q5 経済的要件を具体的に教えてほしいです。

生計維持者の算定基準額が381,500円以下である必要があります。

算定基準額は、住民税課税標準額に6%を乗じて得た額から、本制度における控除額を差し引いた額です。

Q6 学業成績・経済的要件ともに基準内です。申請をすれば必ず採用されますか。また、どのように選考されるのですか。

奨学生については、申請者の人物・学業成績・家庭の経済状況を基に選考委員会にて審査・選考を行います。採用には、定員がありますので、基準を満たしていたとしても、必ずしも採用になるとは限りません。

Q7 他の奨学金に申請中、または決定を受けていますが、申込みができますか。

この奨学資金制度は他の奨学資金と併給できます。ただし、他の奨学資金制度側で併給が認められていない場合がありますので、あらかじめご確認ください。

※ただし白杵市大学等奨学資金制度との併給はできません。

Q8 申請書はどこで貰えますか。

以下 2 つの場所に募集要項・申請書など関係書類を用意しています。

臼杵市役所 臼杵庁舎 1 階 保険健康課(14 番窓口)

臼杵市役所 野津庁舎 1 階 市民生活推進課

なお、臼杵市のホームページからも印刷できます。

Q9 申請書はいつまでにどこへ提出すればよいのですか。

令和 8 年 4 月 3 日(金)の 16 時 00 分までに

臼杵市役所 臼杵庁舎1階 保険健康課 奨学金担当あて提出してください。

(郵送による提出も可)

書類に不備があった場合は電話にて連絡をします。申請書に日中連絡がつく電話番号を必ずご記入ください。

Q10 進学する大学等が決まっていなくても申請することはできますか。

申請できますが、提出した申請書と進路が変わった場合、速やかに担当まで連絡をする必要があります。

※奨学生の決定は先着順ではないため、進路が決定してから提出することをお勧めします。

Q11 選考結果はどのように通知されるのですか。

選考委員会にて奨学生を決定し、4月下旬頃に郵送にて結果を通知します。

Q12 奨学生に決定された場合には、どのような手続きをしたらよいですか。

選考結果の通知書とともに、その後の手続きに必要な書類(保証書等)をお送りします。

必要事項を記入し、連帯保証人 2 名の「印鑑証明書」を添付して 2 週間以内に提出をしていただきます。

※生計維持者以外の連帯保証人 1 名の「住民税の納税証明書」が必要な場合があります。

Q13 連帯保証人が 2 名必要になりますが、どのような人でもよいのですか。

連帯保証人には申請者の生計維持者(保護者)1名と、もう1名は同居の家族以外で臼杵市内に居住する住民税を滞納していない成人の方をお願いします。

※生計維持者以外の連帯保証人について、臼杵市内に連帯保証人にできる人がいない場合は、臼杵市外の方を連帯保証人にすることが可能です。

Q14 申請者本人(奨学生)の兄弟は連帯保証人になれますか。

ご兄弟でも、独立の生計を営み、保証能力を有している成人の方は連帯保証人になれます。(※ただし同一世帯の方はなれません。)

📖 奨学資金に関すること

Q15 入学準備金 100,000 円は誰でも申し込みができますか。

令和 8 年度に大学等に入学予定の方が対象になります。

Q16 入学準備金と奨学金はいつから貸与されますか。

5 月中に 4 月～5 月分(2 ヶ月分)の奨学金と入学準備金を振込み、以後は毎月振込みます。

Q17 奨学金の貸与期間はいつまでですか。

大学等の正規の最短修業期間までです。(4 年制は最長 4 年間。6 年制は最長 6 年間など。)

Q18 奨学金の貸与総額が知りたいです。

貸与年数と入学準備金の有無によって異なります。

貸与年数	入学準備金 (対象者のみ)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	合計
1年		360,000						360,000
2年		360,000	360,000					720,000
	100,000	360,000	360,000					820,000
3年		360,000	360,000	360,000				1,080,000
	100,000	360,000	360,000	360,000				1,180,000
4年		360,000	360,000	360,000	360,000			1,440,000
	100,000	360,000	360,000	360,000	360,000			1,540,000
5年		360,000	360,000	360,000	360,000	360,000		1,800,000
6年		360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	2,160,000
	100,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	2,260,000

Q19 留年・休学した場合は、当該期間に奨学金は貸与されますか。

留年期間分は、奨学金は貸与しません。進級した際に貸与を再開します。

4年制大学 2年次留年	1年次	2年次	2年次(留年)	3年次	4年次
	貸与	貸与	休止	貸与	貸与

休学期間分は、奨学金の貸与は一旦休止します。復学した際に貸与を再開します。
(休学した期間分は、復学後の貸与期間の延長として取り扱います。)

4年制大学 1年間休学	1年次	2年次	1年間休学	3年次	4年次
	貸与	貸与	休止	貸与	貸与

※留年・休学のいずれの場合も「異動届出書」の提出が必要です。

Q20 短期大学・専門学校から大学へ編入学した場合はどうなりますか。

本制度の対象となっている大学等へ編入学・転学した場合は継続貸与となります。
ただし、同一年次を重複履修した場合は転学・編入学後の標準修業年限のうち、すでに貸与された期間を除いた期間が継続貸与期間となります。
継続年次へ進級した場合は、転学・編入学後の標準修業年限まで貸与を継続します。

Q21 奨学金の返還はいつまでにすればよいのですか。

貸与終了後(卒業後)、以下に掲げる期間内に返還していただきます。

- 医 学 生 … 借りた期間^{※1}の3倍の期間内(最低3年・最長18年)
- 看護学生 … 卒業後10年以内

※1. 借りた期間が3年未満の場合は、3年間貸与したものとみなします。

※2. 奨学金が途中で打ち切られた場合は、原則として一括で返還することになります。

※3. 正当な理由なく返還が遅れると、延滞利息がかかってしまいます。

Q22 奨学金の返還方法はどのようにすればよいのですか。

Q21に記載している期間内に、月払い、半年払い、年払い、一括払いのいずれかの方法で返還していただきます。

方法は貸与終了時にご自身で決定していただきます。

(例)

- ・ 年 賦:貸与総金額を返済期間で除した金額
- ・ 半年賦:年賦額の2分の1の金額
- ・ 月 賦:年賦額の12分の1の金額

※退学などで貸与の廃止となった場合は、原則、一時に返還しなければなりません。

Q23 奨学金の返還が遅れたときはどうなりますか？

正当な理由なく返還日までに奨学資金を返還しなかった場合は、当該返還日に係る返還金に当該返還日の翌日から起算して年10パーセントの割合を乗じた金額に相当する延滞利息をお支払いいただくことになります。

📖 返還の猶予・免除に関すること

Q24 返還の猶予はどうしたらできますか。

以下に掲げる場合には、返還猶予の申請をすることができます。

- (1) (医学生の場合)医学部卒業後、借りた期間^{※1}の2倍の期間が経っていない
- (2) 医師免許や看護師免許を取得して臼杵市内の医療機関で働いている
- (3) 災害や病気、進学などのやむを得ない事情^{※2}があって、返還が困難

※1. 借りた期間が3年未満の場合は、3年間貸与したものとみなします。

※2. 以下の場合も「やむを得ない事情」としてみなされ、それぞれ猶予期間の上限が定められています。

- ① 卒業したが、経済的に安定するまで時間を必要とする場合 → 最大6か月間の猶予が可能です。
- ② 臼杵市内の医療機関で働く意思があるが、在学中に医師免許や看護師免許を取得できず、引き続き勉強を続ける場合 → 最大1年間の猶予が可能です。

Q25 返還を免除できるのはどんなときですか。

以下に掲げる場合には、免除の対象となります。

- (1) 死亡や重い病気で返還が困難または不可能になった場合(既に収めた分を除く全額免)
- (2) 臼杵市内の医療機関で、借りた期間と同じ期間働いた場合(全額)
- (3) 臼杵市内の医療機関で働いている期間中に、死亡や心身の不良、その他やむを得ない理由で仕事を続けられなくなった場合(一部)
- (4) 臼杵市内の医療機関で働いていたが、借りた期間に達する前に臼杵市内の医療機関で働くのを止めた場合(一部)

※ただし、既に返還した奨学資金は免除できません。